

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 2024年3月22日熊本地裁判決 の問題と対策

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団
事務局長 弁護士 寺内 大介

【2024年10月31日熊本学園大学水俣学講義】

ノーマア・ミナマタ第2訴訟とは

- 原告 不知火海沿岸地域に居住またはかつて居住し水俣病の診断を受けた患者
- 被告 チッソ（株）、国、熊本県
- 請求 患者一人あたり慰謝料450万円（弁護士費用含む）
(損害賠償請求訴訟)
- 裁判所 熊本地裁 1400名
大阪地裁 128名
東京地裁 75名

水俣病とは？

魚介類に蓄積されたメチル水銀を経口摂取することにより起こる
神経系疾患

- ・ 主要な症状；①四肢末梢優位（または全身性）の表在感覚障害
②運動失調、③平衡機能障害、④視野狭窄
⑤難聴、⑥構音障害
- ・ その他の症状；歩行障害、筋力低下、振戦（ふるえ）、
口周囲の感覚障害、味覚障害、嗅覚障害

水俣病の診断基準（争点①）

【原告の主張】 ①メチル水銀曝露歴（不知火海産魚介類の喫食）
②四肢末梢優位または全身性の表在感覚障害
が認められれば水俣病と診断できる。

【熊本判決】 病状等についての医学的判断やメチル水銀に対する曝露歴等を多角的に総合的な見地から検討し個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無を検討

【大阪判決】 メチル水銀曝露の事実が認められ、四肢末梢優位または全身性の感覚障害が認められることを前提とした上で、他の症候の有無、発症に至る経過、他原因の可能性の有無等の個別事情を総合的に考慮

いかなる診断書で判断するか（争点②）

- 【原告の主張】** ①共通診断書は水俣病の臨床・研究の成果に基づいて作成された診断書式であり、高い信用性を有する。
②公的検診録は匿名であり、医師の水俣病臨床経験や診察方法が確認できず信用できない。
- 【熊本判決】** ①共通診断書の所見は信用性が乏しく、そのみで原告に表在感覚障害があるとは認められない。
②公的検診録は一般的な信用性が認められる。
- 【大阪判決】** ①共通診断書の症候に関する記載が一般的に信用性を欠くとはいえない。
②公的検診録は、全身性感覚障害の可能性に着目した検査が十分慎重に行われていない可能性がある。

診断書の評価に関する熊本判決の誤り

- ①臨床経験豊富な3人の共通診断書作成医の証言について全く言及することなく、共通診断書の信用性を否定
→144名のうち25名のみ水俣病と認める

- ②国の3人の医師証人は「水俣病の患者を診察したことがない」「最近では診察も研究もしていない」「診断基準はわからない」等と証言したにもかかわらず、黒塗りの公的検診録について「臨床経験の豊富な医師が選定されており、医師の資質、能力が担保されている」として信用
→行政追隨の姿勢が鮮明

除斥期間の適否（争点③）

（旧民法724条）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害および加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

- 【原告の主張】
- ①チツソが水俣病を発生・拡大させたことの重大性や悪質性、国・熊本県の対応の悪質性をふまえ、正義・公平の観点から、除斥期間は適用すべきでない。
 - ②仮に適用する場合、起算点は損害賠償請求権を行使する現実的期待可能性が認められる「診断時」

除斥期間の適否

【熊本判決】水俣病については、行政認定だけでなく、過去複数回、水俣病被害者の救済制度が施行されるなどしている、過去何度も同種訴訟が提起されている、これらの救済制度や大規模集団訴訟において救済された者が多数存在している、これらの者との比較において、同じ八代海沿岸地域に居住する原告らが、自覚症状を有した時点で、医療機関を受診して水俣病であるとの診断を受けることがおよそ期待できず、各救済制度の申請をすることや被告らに対する損害賠償請求訴訟を提起することが、著しく困難であったとは認められない。

→曝露終了から10年程度で水俣病の症状が現れるから昭和63年頃までには発症

→同年が起算点となり、水俣病と認めた25名を含め全原告が同時点から20年の除斥期間が経過

除斥期間に関する熊本判決の誤り

① 2009年（公式確認から53年）の水俣病特別措置法で初めて水俣病と名乗り出た人（それまで水俣病の救済制度への申請や訴訟できなかつた人）が6万人超いた

→水俣病の調査をせず、手足のしびれや感覚低下が水俣病の症状であること、不知火海沿岸全域に患者がいる可能性があることを隠ぺいしてきた国・熊本県・チツソを免責する不正義

②申請が続いている2012年7月に2年3か月で受付締め切り

→訴訟しかないにもかかわらず訴訟を除斥期間で排斥する不正義

③少なくとも熊本判決が水俣病と認めた25名は特別措置法で救済されるべきだったにもかかわらず、除斥期間で排斥する不公平

不当判決を覆すために～訴訟活動

① 水俣病における医師や司法の役割についての主張・立証

② 共通診断書の信用性を明らかにするための主張・立証

③ 除斥期間の適用を排除するための主張・立証

* 旧優生保護法に関する2004年7月3日最高裁判決

請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認できない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができる

→残された被害者を裁判所が救済しないことは正義・公平の理念に反する

不当判決を覆すために～訴訟外の活動

- ①被害者の声を黙殺して水俣病を終わらせることが正義・公平に反するとの国民世論を盛り上げる(ミナマタ電子署名など)
- ②残された被害者を早期に救済する制度の必要性を国会・環境省に理解させ、新たな救済制度を構築する

ご清聴ありがとうございました。

